

平成 22 年 4 月 2 日

企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 40 号（企業会計基準第 2 号の改正案）

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 36 号（企業会計基準適用指針第 4 号の改正案）

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」及び

実務対応報告公開草案第 32 号（実務対応報告第 9 号の改正案）

「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い（案）」
の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、平成 21 年 12 月に公表された企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）を受けての所要の改正のほか、会計基準のコンバージェンスの観点から、国際会計基準審議会（IASB）における今後の検討でも影響を受けないと考えられる国際財務報告基準（IFRS）との既存の差異や我が国の市場関係者から実務上の対応要請がある点について短期的に対応するため、企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の改正について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 22 年 3 月 25 日開催の第 198 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準、同適用指針及び実務対応報告を改正する公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 22 年 5 月 31 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： eps_2010_asbjed@asb.or.jp

ファクシミリ： 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントを作成される際の便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 企業会計基準公開草案第 40 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」（以下「会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 36 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」（以下「適用指針案」という。）

- 当期及び当期の貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合（会計基準案第 30-2 項、第 30-3 項、第 31 項、適用指針案第 16 項、第 41 項）
普通株式の期中平均株式数及び普通株式増加数は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。
- 会計方針の変更又は過去の誤謬の訂正が行われた場合（会計基準案第 30-4 項、第 30-5 項、適用指針案第 36-2 項）
表示期間（企業会計基準第 24 号第 7 項（1））の 1 株当たり当期純利益、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を、遡及適用後又は修正再表示後の金額により算定する。
ただし、過去の期間の財務諸表に注記された潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、その後の期間の転換証券の普通株式への転換又は普通株式の株価の変動などにより、潜在株式に係る権利の行使の際に仮定した事項が変化した場合であっても、遡及的に修正しない。
- ストック・オプションに関する取扱い（適用指針案第 22 項）
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、自己株式方式を用いる際に、ストック・オプションの権利の行使により払い込まれると仮定された場合の入金額には、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める。
- 子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合（適用指針案第 33 項）
子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合には、親会社の潜在株式に含める。
- 親会社の子会社等の潜在株式を発行した場合（適用指針案第 33-2 項）
連結上の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、当該潜在株式について、当期純利益の調整額のほか、想定される転換の結果、子会社等の普通株式数の増加に起因する親会社の損益の変動についても普通株式に係る当期純利益に加減する。

■ 実務対応報告公開草案第 32 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」（以下「実務対応報告案」という。）

- ワラントの行使価格が期中に修正された場合（実務対応報告案 Q5-2 A(1)）
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上も、当該修正を反映して計算を行う

ことが適当であると考えられる。したがって、行使価格修正日前までの期間については期首の行使価格により普通株式増加数を算定し、行使価格修正日以後の期間については修正後の行使価格により算定する。

- 転換証券の転換価格が期中に修正された場合（実務対応報告案 Q5-2 A(2)）
ワラントの行使価格が期中に変更された場合の考え方と同様に、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上、転換価格の修正を反映して、転換価格修正日前までは当期首の転換価格を利用し、転換価格修正日以後は修正後の転換価格を利用する。

■ 適用時期

平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。

国際的な会計基準における検討状況について

IASB は、2008 年 8 月に公開草案「1 株当たり当期利益の簡素化」(IAS 第 33 号改訂)を公表しておりますが、その後プロジェクトを一時中断しており、2010 年中はプロジェクトを再開しないこととされています。

【参考】短期的な対応を行う主な改正箇所（案）及び概要

		改正箇所(案)	概要
IFRSとのコンバージョンに伴う改正	会計基準第24号関連	当期及び当期の貸借対照表日後に、株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱い (会計基準案第30-2項、第30-3項、第31項、適用指針案第16項、第41項)	普通株式の期中平均株式数及び普通株式増加数は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。
		会計方針の変更又は過去の誤謬の訂正が行われた場合の取扱い (会計基準案第30-4項、第30-5項、適用指針案第36-2項)	遡及適用又は修正再表示の影響を1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額に反映する。
	その他	ストック・オプションに関する取扱い (適用指針案第22項)	潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算上、自己株式方式を用いる際に、ストック・オプションの権利の行使により払い込まれると仮定された場合の入金額には、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める。
		子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合の取扱い (適用指針案第33項)	子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合には、親会社の潜在株式に含める。
		親会社の子会社等の潜在株式を発行した場合の取扱い (適用指針案第33-2項)	連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当該潜在株式について、当期純利益の調整額のほか、想定される転換の結果、子会社等の普通株式数の増加に起因する親会社の損益の変動についても普通株式に係る当期純利益に加減する。
	その他	ワラントの行使価格等が期中に修正された場合の取扱い (実務対応報告案 Q5-2)	期中における行使価格(転換価格)の修正を考慮する。

以上